

平成30年度第6回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成30年9月12日(水) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子
	3番	山崎	幸臣	4番	田中	豊秋
	5番	綾木	晴子	6番	丸山	武
	10番	谷尾	友枝	11番	宮本	彰太郎

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	井上	善雅
	谷本	昭	永江	守弘
	山本	知司	上月	清
	前田	智	竹内	俊雄
	保田	公範	松田	純一
	藤田	克昭		

4. 欠席委員 7番 河村 久雄 8番 田中 正則 9番 木原さち子  
栄田 正温

5. 議事日程

- |    |            |                                       |           |
|----|------------|---------------------------------------|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 10番 谷尾 友枝                             | 11番 宮本彰太郎 |
| 第2 | 報告事項1      | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について              |           |
|    | 2          | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について             |           |
|    | 3          | 農地法施行規則該当転用届書について                     |           |
| 第3 | 議案第1号      | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について             |           |
| 第4 | 議案第2号      | 農用地利用集積計画案の決定について                     |           |
| 第5 | 議案第3号      | 農用地利用配分計画案について                        |           |
| 第6 | 議案第4号      | 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について |           |
| 第7 | その他        |                                       |           |

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

## 6. 会議の概要

局長	本日の欠席は農業委員 3 名。農地利用最適化推進委員 1 名です。 出席者数、農業委員 11 名です。定足数に達していますので、平成 30 年度第 6 回八頭町農業委員会を始めます。
議長（会長）	（あいさつ） 日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、10 番 谷尾 友枝委員、11 番 宮本彰太郎委員にお願いします。 次に日程第 2、報告事項ですが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。
西田委員	報告をさせていただきます。鳥取県農業委員会女性協議会があります。その役員をしており、3 日に役員会が開催され出席しました。役員は 8 名ですが全員出席でした。9 月 27 日に総会が開催されますので、その検討を行いました。女性農業委員の方は出席をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。他にはありませんか。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局に報告をお願いします。
事務局	報告を 3 件させていただきます。資料をご覧ください。 報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。 相続についての届出です。今月は 4 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。 報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 1 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。 報告 3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は 1 件です。200㎡未満の農作業車置場です。内容は問題なしということで受理しました。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号 6-1 について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 6-1 について説明します。

土地の所在地 水口地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 488 m<sup>2</sup>。

一般住宅建築を目的とした所有権移転贈与です。

場所は、議案書 2 ページから 4 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 5 ページに付けています。

理由につきましては、現在、両親と同居しているが手狭になったため子世帯の住居を新築したいとのこととです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第 1 種農地です。許可根拠は集落接続です。既存集落に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関融資証明書により確認しました。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東、西、南側は田、北側は道路です。盛土、土羽打ちをし、種子散布等により法面を保護します。農地所有者の同意は得られています。雨水は道路側溝を新設し、そちらと農業用水路に排水します。汚水排水は集落排水に接続します。水利組合の同意書は得られています。

日照、通風についてですが、隣地からの距離は 2.5m から 4m とりますし、建物の高さは約 10m ですので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきましては、10 番谷尾委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

谷尾委員

9 月 11 日に現地確認を行いました。また、譲受人に電話で聞取りを

行いました。許可が下りれば年内に完成させたい意向とのことでした。十分検討された実現性の高い住宅建築の計画だと思います。また周辺農地への影響はありませんので、問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

山寄委員 申請地の隣地は農地ですか。

事務局 もともと申請地は1枚の田だったのですが、家を建築するということで分筆されたものです。隣地は分筆で残った土地ですので農地になります。

山寄委員 道と家に挟まれた所が農地として残るということですね。

事務局 はい、そうです。

議長（会長） 申請地は第1種農地ですが、許可根拠を勉強のためにも皆さんに説明してもらえないですか。

事務局 申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地区域内の農地ということで、第1種農地になります。基本的に第1種農地は転用原則不許可ですが、申請理由が既存集落に居住する者の日常生活上必要な居宅ということで、集落に接続して建築する必要があるためということと、他に代替地がないということで許可見込みになるということなのです。

議長（会長） 分かりました。その他質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。  
続きまして、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。

八頭町長から平成 30 年 8 月 30 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の 6 ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が新規 1 件、面積は田 1,497 m<sup>2</sup>。中間管理事業分が更新 1 件、田 10,794 m<sup>2</sup>、畑 798 m<sup>2</sup>、合計 11,592 m<sup>2</sup>です。

すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（会長） 通常の利用権設定 受付番号 40-1、中間管理事業分 受付番号 33-1 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要な方はお願いします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで通常の利用権設定 受付番号 40-1、中間管理事業分 33-1 について申請どおり決定します。

以上で議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。

続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について説明します。

八頭町長より平成 30 年 8 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号 35-1 について説明します。

先ほどの議案第 2 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 11,592 m<sup>2</sup>を借受け希望のありました地域の担い手 1 名へ 11,592 m<sup>2</sup>すべてを配分するものです。

議長（会長） この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第 5 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第 6 議案第 4 号耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号 耕作放棄地の農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について説明をします。</p> <p>委員の皆様に行っていただきました農用地利用状況調査の結果を基に、山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地をあげています。</p> <p>これらの農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて、農業委員会の判断を求めるものです。</p> <p>議案書 10 ページから 13 ページをご覧ください。</p> <p>今回は郡家、下私都地域を審議対象地としております。筆数は郡家地域 50 筆 面積 27,880.61 m<sup>2</sup>、下私都地域 63 筆 面積 69,400 m<sup>2</sup>、合計 198 筆 131,829.64 m<sup>2</sup>です。</p> <p>今回の審議の結果、農地に該当しないと判断された場合には、その所有者に対して非農地通知を送付します。</p> <p>また、税務課等町長部局との協議の中で、登記地目の変更をするのであれば、やはり所有者から同意を得た方が、後のトラブルに繋がらないということになり、同意書を得ることにしました。国中、大御門地域は、現在同意書を発送し回答をいただいているところですし、今後は事前通知書に同意書を同封し、同意を得られたものから町税務課に対し「地方税法第 381 条第 7 項の規定により法務局に対する登記地目の変更の届け出を行う旨」要請し、登記地目の変更手続きに入る予定です。</p> <p>その後農地台帳から削除する予定です。</p>
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
丸山委員	所有者氏名を見てもみますと、亡くなられた方がおられます。郵送で

届けるということですが、そういった場合にはどのような方に送るのですか。

事務局 跡を取っておられる相続人の方、もしくは農地台帳の経営主の方に送付しています。

丸山委員 中には住んでおられない方もありますが、そういった場合は固定資産税を支払っておられる方に送るのですか。

事務局 そうです。おっしゃられる通り税務課で確認し、その方へ送ることになります。どなたか相続人の方に同意を取ることになります。

丸山委員 相続人全員の同意を取ることではないのですね。もし、経営主と固定資産税を支払っている人が違う場合、一方は同意されても、一方が異議申し立てされた場合はどうするのですか。固定資産税を払っていないからダメということはあるのですか。

事務局 そのようなことはありません。双方の意見を聞き検討することになると思います。

井上推進委員 この一覧を見ますと、昨年の利用状況調査で A 分類とした農地が載っています。なぜでしょうか。

事務局 基本的に B 分類としたものしか載せないことになっています。違う農地があれば教えてください。

井上推進委員 はい。再度確認したいので後日協議させてください。

山根委員 現況地目は概ね山林、原野になっています。雑種地にも判定するのですか。

事務局 今考えているのは、山林、原野のみです。

野田推進委員 原野と山林の定義はなんですか。

事務局 木が生えているか否かだと考えます。

丸山委員 議案書 13 ページ 5 番の面積がかなり広いです。概ね 4 反となって

	<p>います。これは1筆ですか。山奥にこれほど広い農地あるのでしょうか。棚田になっていて一帯がこの広さということであれば分かりますが、1筆でこの広さなのでしょうか。</p>
事務局	<p>1筆の面積です。もしかすると、実際は棚田のようになっていて数枚に分かれているのかもしれませんが、登記簿上は1筆になっているということです。</p>
議長（会長）	<p>色々ありがとうございます。未経験の部分に入っているので書面だけでは分からない部分もあるかと思えます。担当地域の委員さん方で疑問のある部分は修正していくべきかどうか検討もしていただきたいです。</p>
事務局	<p>始めたばかりですので色々な事が発生します。皆さんに相談しながら進めさせていただきたいと思えます。</p>
議長（会長）	<p>大筋として進めて行くということにさせていただき、照合すべきところは照合していきます。原則的にはこれで進めさせていただくということでご理解していただき、異議なしということでもいいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、一覧表の土地については、農地では無いという判断といたします。</p> <p>以上で日程第6 議案第4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を終了いたします。</p> <p>続きまして日程第7 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>●農業委員会特別研修大会について</p> <p>●次回農業委員会は10月10日（水）13時30分から船岡地区公民館 大集会室で開催します。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>（なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようですので、以上で第6回農業委員会を終了します。</p>

終了（14 時 30 分）